

一般社団法人 日本金融・証券計量・工学学会

定 款 細 則 (案)

一般社団法人日本金融・証券計量・工学学会 定款細則

第1条 本学会は、個人会員と法人会員からなる。参加資格は、本学会の設立趣旨に賛同するものとする。個人会員は、正会員、学生会員及び名誉会員からなる。法人会員は口数で加入し、1法人1部局（機関）2口までとする。

第2条 会員は以下の特典を与えられる。

- (1) 日本金融・証券計量・工学学会誌（和文会誌）について、個人正会員および法人会員は電子ジャーナル版へのアクセス権が無料で付与される。
- (2) 英文会誌 Asia-Pacific Financial Markets について、個人正会員は電子ジャーナル版へのアクセス権が無料で付与される。また、法人会員は1口あたり冊子体1部を無料で配付される。
- (3) 本学会が催す、研究発表会等の国内学術的会合への参加については、以下のように定める。
 - (ア) 個人正会員、学生会員、名誉会員とも原則有料とし、その料金は予め会員に通知されるものとする。
 - (イ) 法人会員は、研究発表会については1口の場合3名まで、2口の場合5名までが無料で参加できるものとし、それを超える参加者については個人正会員と同額の料金で参加できるものとする。また、研究発表会以外の会合への参加は原則有料とし、その料金は予め会員に通知されるものとする。
- (4) 本学会が催す国際的学術的会合への参加については、個人正会員、学生会員、名誉会員、法人会員とも原則有料とし、その料金は予め個人正会員、学生会員、名誉会員、法人会員に通知されるものとする。

2 各種料金については、理事会の議決を経て代議員会が決定する。

第3条 学生会員及び法人会員は、選挙権および被選挙権をもたない。名誉会員は被選挙権をもたない。

第4条 入会にあたっては、入会金及びその年度の会費を納めなければならない。

第5条 会員の年会費は以下のように定める。

- (1) 関東地域（東京都、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、山梨県、神奈川県）に連絡先住所がある個人正会員は10,000円とする。
- (2) 上記以外の地域に連絡先住所がある個人正会員は6,000円とする。
- (3) 学生会員は2,500円とする。
- (4) 法人会員の年会費は、1口70,000円、2口は100,000円とする。
- (5) 名誉会員は無料とする。

2 入会金は、個人正会員は2,000円、学生会員は500円、法人会員は1口10,000円とする。

3 会費を3年以上滞納した者は、理事会の議決により退会したものとみなす

ことがある。会費滞納により退会処分となった者の再入会は、未納分の全納をもって許可する。

- 4 個人正会員より海外赴任等やむを得ない事情により休会の申し出がある場合には、理事会の議決により休会扱いとし、その間年会費支払いを免除することができる。

第6条 正会員であつて、本学会もしくは本学界に大きな貢献のあつたものは、代議員会の承認を得て名誉会員とすることができる。その細則は別に定める。

第7条 本定款細則の変更は、理事会の議決を経て、代議員会が決定する。